別紙

諮問第1520号、第1521号

答 申

#### 1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

## 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2に対し、東京都知事が令和2年2月14日付け、同年5月11日付け及び同月26日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定1及び2並びに本件非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1に対し、令和2年5月26日付けで本件一部開示決定1を行 うとともに、平成27年度以前に取得したものについては、3年の保存期間が満了しており、 既に廃棄しているとして、文書不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

また、本件開示請求2に対し、令和2年2月14日付けで開示決定及び一部開示決定を行い、次いで同年5月11日付けで開示決定及び本件一部開示決定2を行い、当初の決定で非開示とした部分のうち一部を開示した。

## 4 審査会の判断

#### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年11月16日に実施機関から理由説明書を、同年12月11日に審査請求 人から意見書を収受し、令和3年5月20日(第217回第一部会)から同年7月15日(第219回第一部会)まで、3回の審議を行った。

# (2)審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 審議の併合について

諮問第1520号及び第1521号については、審査請求人が同一であること及び 審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議す ることとした。

## イ 本件一部開示決定1及び2並びに本件非開示決定について

都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)11条1項は、第一種市 街地再開発事業(以下「市街地再開発事業」という。)の施行区域内の宅地について 所有権又は借地権を有する者が5人以上共同して定款及び事業計画を定め、都道府県 知事の認可を受けて市街地再開発組合(以下「組合」という。)を設立することがで きる旨を、法27条8項は、組合の理事長は毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報 告書、収支決算書及び財産目録を都道府県知事に提出する旨を規定している。

本件開示請求1及び2は、上記の規定に基づき、実施機関が特定の2地区の市街地 再開発事業に係る組合から提出を受けた事業報告書、収支決算書等の開示を求めたも のである。

実施機関は、本件開示請求1に対し、別表2-1に掲げる本件対象公文書1から5を特定し、同表に掲げる非開示情報について、条例7条2号、3号及び4号に該当するとして本件一部開示決定1を行うとともに、別表2-2に掲げる本件請求文書について、文書の不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

また、本件開示請求2に対し、別表2-3に掲げる本件対象公文書6を特定し、同表に掲げる非開示情報について、条例7条3号に該当するとして本件一部開示決定2を行った。

#### ウ 審査会における審議事項について

審査請求人は審査請求書において、実施機関が本件一部開示決定1において非開示

とした部分のうち、別表 2-1 に掲げる非開示情報 1 及び 2 の開示を求めるとともに、 本件非開示決定における本件請求文書について、同様の開示を求めている。

また、本件一部開示決定2について、実施機関が非開示とした、別表2-3に掲げる非開示情報1及び2の開示を求めるとともに、平成26年度以前に係る決算報告書の開示を求めているが、これらは本件一部開示決定1における非開示情報1及び2の開示並びに本件非開示決定における本件請求文書と重複する文書の開示を求めるものであることが認められる。

これらを踏まえ、審査会は、実施機関が非開示情報1及び2について条例7条3号に該当するとして非開示としたこと並びに本件請求文書について不存在を理由として 非開示としたことの妥当性について判断する。

#### エ 非開示情報1及び2の非開示の妥当性について

#### (ア) 非開示情報1について

市街地再開発事業においては、民間事業者の資金調達能力、専門的な知識・経験・ ノウハウ、保留床の処分能力等を活用して事業の円滑な推進を図るため、施行者からの委託に基づき、民間事業者が事業の施行に関する業務の相当部分を代行する業務代行方式の活用が有効であるとされている。本件対象公文書1から6に係る2地区の市街地再開発事業についても、業務代行方式のうち、建築等工事施工業務を含み、最終的には自ら保留床を取得する義務を負う特定業務代行方式により実施されたことが認められる。

非開示情報1のうち、収支計算書の金額並びに総会資料中の収支予算、備考欄及 び総会議事録に記載されている金額は、市街地再開発事業の事業費について、当年 度及び翌年度の収入及び支出に関する金額に係る情報が記載されたものである。当 該情報は、資金の借入れ、補助金収入の時期等の事情を踏まえた、各種調査、工事、 補償等に必要な費用に係る単年度の情報であるが、毎年度の推移を見ることで事業 全体の資金計画、資金管理に係る情報が判明することから、公にすることにより、 市街地再開発事業に係る業務代行者の資金管理に関するノウハウ等が明らかになる。

次に、非開示情報1のうち、貸借対照表及び財産目録の金額は、組合が市街地再 開発事業に係るコンサルティング業務、事務局業務等の委託に係る報酬や、事務所 ビル等の賃貸に係る保証金、敷金等として各法人に支払った金額に係る情報が記載 されたものである。当該情報は、法人間の契約等で決まる金額であり、契約時期や 個別の交渉によっても変動するものであって、法人の経営上重要な内部管理情報で ある。

したがって、非開示情報1はいずれも、公にすることにより、法人の競争上又は 事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7 条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しな いので、非開示が妥当である。

# (イ) 非開示情報2について

非開示情報 2 は、組合の預金に係る金融機関口座番号であり、これは法人の経理 に関する内部管理情報である。

審査請求人は、本件対象公文書1から6に係る2地区の組合は既に解散しており、 非開示情報2を開示しても侵害される権利利益は存在しないと主張するが、実施機 関に確認したところ、組合の解散後に当該組合の口座が解約されているかどうかに ついて実施機関は関知しないとのことであるから、一般に口座番号は口座所有者の 情報として保護されるものであることをもって判断するのが相当である。

したがって、非開示情報 2 は、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例 7条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

# オ 本件請求文書の不存在の妥当性について

(ア) 実施機関は、本件請求文書について、保存期間3年の公文書であり、開示請求時 点では保存期間満了により廃棄していたことから、不存在を理由とする本件非開示 決定を行ったと説明する。

これに対し、審査請求人は、知事が行う情報公開事務に関する規則(平成11年東京都規則第230号)14条に基づく文書検索目録によると、法27条8項の規定に基づき受理した組合の事業報告書について「常用期間は組合解散認可まで」とされているとして、実施機関は本件請求文書を開示すべきであると主張する。また、市街地再開発事業は長期継続する事業であるから、本件請求文書は10年ないし5年保存が相

当であり、存在するはずであると主張する。

- (イ)審査会が実施機関に対し、法27条8項の規定に基づき組合から提出を受ける文書の保存について確認したところ、都道府県知事は法125条の規定により組合に対する監督権限を有しており、法124条及び125条に基づき組合に対し報告や資料の提出を求め、また、組合の事業又は会計の状況を検査することができること、法27条8項の事業報告書等は、組合の事業が大幅に悪化した場合にその後の事業の立て直しが困難となることから、都道府県知事が事業の進捗や事業収支等の状況を定期的に把握するため、毎事業年度の提出を義務付けたものであるが、この事業報告書等は、法134条の規定等により組合事務所に備え付けるよう義務付けられているため、実施機関は常用する必要がなく、必要に応じて法124条及び125条の規定に基づき資料の提出を求めることや、検査を実施することが可能であるとの説明があった。
- (ウ) 次に、審査会が事務局をして実施機関における開示請求時点の文書保存期間表を確認させたところ、法27条8項の規定に基づき組合から提出を受ける文書について、組合解散認可まで常用とし、保存期間3年とする旨の記載があった。

この点について、実施機関に説明を求めたところ、当該記載は誤りであり、実際は常用指定せず保存期間3年とする取扱いを行ってきたとの説明があった。

さらに、当該取扱いは、前記(イ)のとおり法的にも実際の運用上も問題は生じないものであるが、記載誤りについては是正すべきものであって、文書保存期間表を改正したとの説明があったことから、令和3年6月22日付けで改正した同表の提出を受けて見分したところ、常用期間についての記載が削除され、保存期間3年とする旨の改正がなされたことが確認できた。

(エ)以上のことを踏まえて審査会が検討するに、実施機関が文書保存期間表の記載のとおり取り扱っていなかったことや記載誤りを放置したことは、不適切であり、早期に是正すべきであった。しかし、前記(イ)のとおり、法27条8項の規定に基づき組合から提出を受ける文書を常用する必要がないとの理解の下、保存期間3年の満了により廃棄したので存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として行った本件 非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これ らはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件開示請求及び決定

	本件開示請求	決定	
1	○○地区市街地再開発組合、○○地区市街地再開発組合に	本件一部開示決定1	
	つき、1. 各事業年度に係る事業報告書、2. 各事業報告書		
	収受に係る起案(いずれも平成26年度以前のものを含む)	本件非開示決定	
2	○○地区市街地再開発組合、○○地区市街地再開発組合に		
	つき、各事業年度に係る決算報告書(収支計算書、収支計算	本件一部開示決定2	
	書明細、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、出納	平什一前拥小伏足2	
	閉鎖日までの現預金入出金項目等で構成されるもの)		

# 別表 2 本件一部開示決定及び本件非開示決定

(別表2-1)本件一部開示決定1

	本件対象公文書		非開示情報	非開示理由
1	平成28年〇月〇日付	1	収支計算書、財産目録のうち金額に関する	7条3号
	28中都地第〇号「〇〇		部分並びに収支予算のうち金額と備考に関	
	地区第一種市街地再		する部分及び議事録に記載されている金額	
	開発事業における平	2	口座番号	7条3号
	成27年度事業報告書	1	自署及び印影	7条4号
	等の進達について」	-	氏名	7条2号
2	平成29年〇月〇日付	1	収支計算書、財産目録のうち金額に関する	7条3号
	29中都地第〇号「〇〇		部分並びに収支予算のうち金額に関する部	
	地区第一種市街地再		分及び議事録に記載されている金額	
	開発事業における平	2	口座番号	7条3号
	成28年度事業報告書	1	自署及び印影	7条4号
	等の送付について」	-	氏名	7条2号
3	平成28年〇月〇日付	1	収支計算書、貸借対照表、財産目録のうち	7条3号
	28中都地第〇号「〇〇		金額に関する部分	
	地区第一種市街地再	_	自署及び印影	7条4号
	開発事業における平			

	成27年度事業報告書	_	個人の肩書及び氏名	7条2号
	等の進達について」			
4	平成29年〇月〇日付	1	収支計算書、貸借対照表及び財産目録のう	7条3号
	29中都地第〇号「〇〇		ち金額に関する部分	
	地区第一種市街地再	-	自署及び印影	7条4号
	開発事業における平			
	成28度事業報告書等	-	個人の肩書及び氏名	7条2号
	の進達について」			
5	平成30年〇月〇日付	1	収支計算書及び財産目録のうち金額に関す	7条3号
	30都市整再第○号「○		る部分	
	〇地区市街地再開発	-	自署及び印影	7条4号
	組合の事業報告書等	_	個人の肩書及び氏名	7条2号
	の提出について」			

# (別表2-2) 本件非開示決定

本件請求文書	非開示理由
○○地区市街地再開発組合及び○○地区市街地再開発組合に係る次の公文書	不存在
(平成27年度以前に取得したもの)	
・事業報告書・当該事業報告書の収受に係る起案文書	

# (別表2-3) 本件一部開示決定2

本件対象公文書		非開示情報		非開示理由
6	(1) 〇〇地区市街地再開発組合	1	収支計算書、貸借対照	7条3号
	平成27年度決算報告		表、財産目録のうち金	
	(2) 〇〇地区市街地再開発組合		額に関する部分	
	平成28年度決算報告			
	(3) 〇〇地区市街地再開発組合			
	収支計算書 自 平成27年4月1日			
	至 平成28年3月31日			

(4)○○地区市街地再開発組合			
貸借対照表 平成28年3月31日現在			
(5)○○地区市街地再開発組合			
財産目録 平成28年3月31日現在			
(6)○○地区市街地再開発組合	2	口座番号	7条3号
収支計算書 自 平成28年4月1日			
至 平成29年3月31日			
(7)〇〇地区市街地再開発組合			
貸借対照表 平成29年3月31日現在			
(8)○○地区市街地再開発組合			
財産目録 平成29年3月31日現在			
(9)○○地区市街地再開発組合			
収支計算書 自 平成29年4月1日			
至 平成30年3月31日			
(10) 〇〇地区市街地再開発組合			
財産目録 平成30年3月31日現在			